

市が設置・管理する防犯カメラの 設置運用基準の統一化等について

従来の運用状況について

総合調整担当にて市が設置・管理する全ての防犯カメラの状況を把握・整理しました。その結果、以下のことが分かりました。

- ◆ 市が設置・管理する防犯カメラは**合計316台**あり、**計8課**で所管していること。道路上のカメラが90台。施設に付随するカメラが226台。
- ◆ 防犯カメラを所管する各課において設置運用基準を定めているが、設置目的や運用方法が**統一されておらず、部署間でばらつきが生じている**。
- ◆ 法令に基づく警察等からの記録映像の提供要請に関して、**対応の統一が図られていない**。



以上を踏まえ、**今後の運用の方向性**を決定しました。

今後の運用の方向性

1

運用の統一化と情報管理の一元化

各課ごとに制定していた設置運用基準を一本に。**運用の統一化と情報の一元管理**を図ります。

2

管理の合理化

市が道路上に設置している防犯カメラの管理を防災安全課に集約。**管理の合理化**を図ります。

3

対応の適正化

法令に基づく警察等への映像データの外部提供について、すべての防犯カメラで**対応の適正化**を図ります。

1 運用の統一化と情報管理の一元化

- これまで各課で個別に制定・管理していた防犯カメラの設置運用基準を一本化し、防災安全課で統一基準に基づいた運用を図るとともに、市が設置・管理する全ての防犯カメラの情報を一元管理します。

【基準の統一化】

- ・新たに「**統一的な設置運用基準**」を策定し、市が設置する全ての防犯カメラに適用します。
- ・各カメラの設置目的や設置場所、管理責任者などの詳細情報は、**基準の別表**で網羅的に集約します。

【設置目的の統一】

- ・「道路上に設置するカメラ」の設置目的を「**犯罪・事故の予防及び学校や地域等が行う見守り活動の補完**」に統一し、設置の考え方を明確化します。

【警察等への外部提供の統一的な対応】

- ・警察からの照会に適正かつ確実に対応するため、基準の警察等からの照会に係る対応手続を規定する項目において、「**捜査関係事項照会書**」を明記し、**運用の統一と適正化を図ります**。

【情報の一元管理】

- ・統一基準は、防災安全課が管理・運用します。各課において防犯カメラの新設・更新・廃止等を行う場合は、**防災安全課に対して内容を共有**するとともに、統一基準に係る**情報の更新についても同課が一元的に管理**します。

▶ 統一的な設置運用基準の項目一覧

趣旨、定義、設置目的(別表1)、設置年月日(別表1)、撮影対象区域(別表2)、管理責任者(別表1)、取扱責任者、設置の表示、機器構成(別表3)、保守及び点検、映像データの保管及び廃棄等、運用等、苦情への対応、委任

【道路上カメラの集約】

令和9年度以降、道路上に設置された防犯カメラ90台の管理については、**防災安全課に集約し**、合理的な管理体制へ見直します。これにより、警察への対応件数が多い**道路上のカメラに係る窓口が一本化**され、より適正な対応が図られます。

【その他の管理】

各施設に付随するカメラについては、引き続き施設を所管する各課が管理を行います。

合計 316台

- ・市立小中学校通学路等(学務課) 85台
- ・国分寺駅北口駅前広場(駅周辺整備課) 5台
- ・小学校10校(教育総務課) 68台
- ・市役所(契約管財課) 63台
- ・国分寺駅北口地下自転車駐車場(交通課) 41台
- ・中学校5校(教育総務課) 20台
- ・国分寺駅北口自転車駐車場(交通課) 12台
- ・介護老人保健施設すこやか(高齢福祉課) 9台
- ・恋ヶ窪保育園(保育幼稚園課) 4台
- ・ひかり保育園(保育幼稚園課) 3台
- ・障害者センター(障害福祉課) 3台
- ・こくぶんじ保育園(保育幼稚園課) 3台

道路上に設置しているカメラは
防災安全課へ(90台)

施設に付随するカメラのため、
所管課の変更なし(226台)

※下線は保守・管理委託を実施

3

対応の適正化（国分寺市が設置する防犯カメラの設置運用基準第12条第2項・第4項・第5項関係）

- 防犯カメラ映像の目的外利用や外部提供について、これまで各課で見解や対応が異なっていた点を改め、全庁で統一した対応の徹底を図ります。

目的外利用が認められる主なケースは以下の3つです。

	ケース	請求主体	対応方法	主な根拠法令
①	裁判所又は捜査機関等から、捜査関係事項照会書その他法令に基づく文書により請求があったとき	裁判所・警察等	総務課が示す文書による手続で対応 ※映像データの提供は必要最小限の範囲に留める	個人情報の保護に関する法律第69条第1項
②	その他通行人等の生命、身体又は財産の安全を守るため、閲覧が必要であると認めるとき	市・他の行政機関	社会通念上、客観的に見て合理的な理由が必要なため、総務課と要調整	個人情報の保護に関する法律第69条第2項第2号・第3号
③	映像データに記録されている本人等から映像データの開示請求等があったとき	市民等	保有個人情報の開示請求等のため、総務課と要調整	個人情報の保護に関する法律第76条、情報公開条例第5条